

第4号議案

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）2月3日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

体育館開放における区立学校の附属設備に係る規定を整備する必要がある。

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校施設の開放に関する規則（昭和60年中野区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条、第11条関係）

区立学校	附属設備
中野区立塔山小学校	体育館冷暖房設備
中野区立谷戸小学校	体育館冷暖房設備
中野区立江古田小学校	体育館冷暖房設備
中野区立啓明小学校	体育館冷暖房設備
中野区立北原小学校	体育館冷暖房設備
中野区立江原小学校	体育館冷暖房設備
中野区立武蔵台小学校	体育館冷暖房設備
中野区立上鷲宮小学校	体育館冷暖房設備
中野区立桃花小学校	体育館冷暖房設備
中野区立緑野小学校	体育館冷暖房設備
中野区立みなみの小学校	体育館冷暖房設備
中野区立美鳩小学校	体育館冷暖房設備
中野区立中野第一小学校	体育館冷暖房設備
中野区立令和小学校	体育館冷暖房設備
中野区立第二中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備
中野区立第五中学校	体育館冷暖房設備
中野区立緑野中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備
中野区立南中野中学校	体育館冷暖房設備
中野区立中野中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備
中野区立中野東中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。